

令和 2 年 1 月 30 日  
東北管区行政評価局

## 行政評価局調査(地域計画調査)の実施

総務省東北管区行政評価局では、地域の住民生活に密着した行政上の課題等を取り上げ、行政運営の改善を図るための調査（地域計画調査）を企画、実施しています。

今回、令和 2 年 1 月から実施する下記テーマの計画について別添のとおり公表します。

### ○ 国の行政機関における職員への禁煙サポートの推進に関する実態調査

望まない受動喫煙の防止を図る観点から、行政機関における禁煙サポートの実施状況を調査し、その推進に資するために実施

#### 【本件連絡先】

〈国の行政機関における職員への禁煙サポートの推進に関する実態調査〉  
東北管区行政評価局 評価監視部第 6 評価監視官室（高橋、佐々木）  
電話：022-262-8591（直通）

〈行政評価局調査全般について〉

東北管区行政評価局総務課（内山）  
電話：022-262-7831（直通）

行政評価局調査（地域計画調査）計画

名 称	国の行政機関における職員への禁煙サポートの推進に関する実態調査
目 的	<p>○ 国は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年7月厚生労働省告示第430号）において、受動喫煙の機会を有する者の割合を減少させるとの目標（行政機関は2008年の16.9%から2022年度の0%へ）を掲げ、受動喫煙防止対策、禁煙希望者に対する禁煙支援、たばこの健康影響や禁煙についての教育、普及啓発等に取り組むこととしている。</p> <p>○ 受動喫煙防止対策については、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号以下「改正法」という。）が令和元年7月に一部施行（注）され、望まない受動喫煙の防止を図るため、学校、病院、行政機関の庁舎等の第1種施設は、例外を除き敷地内禁煙とされた。 （注）改正法は、令和2年4月に完全施行され、第1種施設以外の多数の者が利用する施設（第2種施設）についても、その類型に応じて、喫煙を禁止することとされている。</p> <p>○ しかし、改正法の一部施行後、行政機関の職員等が庁舎等周辺の屋外喫煙場所等で喫煙する姿が多く見られるようになり、喫煙場所からの副流煙等に関する行政相談が寄せられている。</p> <p>○ 人事院は、改正法の一部施行以前から、各省各庁の長に対し、i）喫煙継続について自主的に判断できるよう必要な知識、情報等を提供、ii）喫煙者のうち禁煙を必要とする者及び禁煙を希望する者（以下「禁煙希望者等」という。）への具体的な禁煙支援措置（以下「禁煙サポート」という。）を講じることが適当である旨の指針を発出している。さらに、改正法の一部施行に伴い、令和元年6月14日、喫煙対策の目的である健康で快適な職場環境づくりの推進には、望まない受動喫煙を防止するとともに、禁煙希望者等を支援する必要があるとして、禁煙サポートの実施について、再度通知を発出している。</p> <p>○ この調査は、このような状況を踏まえ、行政機関（地方支分部局等）における禁煙サポートの実施状況を調査し、その推進に資するため実施するものである。</p>
調査項目	<p>1 改正健康増進法施行後の対策の検討状況等</p> <p>2 禁煙サポートの実施状況等</p>
調査対象機関	各府省の地方支分部局 （関連調査対象機関）地方公共団体等
調査実施時期	令和2年1月～3月
担当評価 監視官	東北管区行政評価局 評価監視部第6評価監視官